

第5章 災害廃棄物処理の留意事項

第1節 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

1. 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

※本項については、令和4年4月1日・環循適発第22040117号・環境省環境再生資源循環局・「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」を抜粋しました。

災害等廃棄物処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領の制定について」（平成28年1月26日環廃対発第1601263号環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）（以下「実施要領」という）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

1) 補助対象となる事業内容

(1) ごみ処理

①災害等により生じた災害廃棄物の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、生活環境保全上の支障により災害廃棄物を市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び地方公共団体への委託を含むものとする。

②災害等により、市町村が解体の必要があると判断した損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、本事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。

(2) し尿処理

①災害等により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

2) 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「損壊家

第5章 災害廃棄物処理の留意事項

第1節 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

屋等の解体工事費の算定基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。本取扱いにより算出できない又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数量を適用することを妨げない。

(1) 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

(2) 借上料

ごみ処理にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料し尿処理にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

(3) 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

(4) 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

(5) 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

(6) 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

(7) 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

(8) 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあつては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

①解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

(ア) 地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的

に工事が行われるものは対象とする。)

- (イ) 門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費
- (ウ) 擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費。なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

③ 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用(海上輸送費も含む)し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費(所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金(パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。))を含む。

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費(共通仮設費(率計上分に限る)、現場管理費及び一般管理費等をいう。)。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

(ア) 解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の100分の15以内

(イ) 仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の100分の15以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率

3) 補助対象から除外される経費及び事業

- (1) 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては80万円未満、市町村(指定市を除く。)及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のもの
- (2) 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われる消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布

第5章 災害廃棄物処理の留意事項

第1節 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

- (4) ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
- (5) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
- (6) 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
- (7) 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
 - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
 - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
 - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

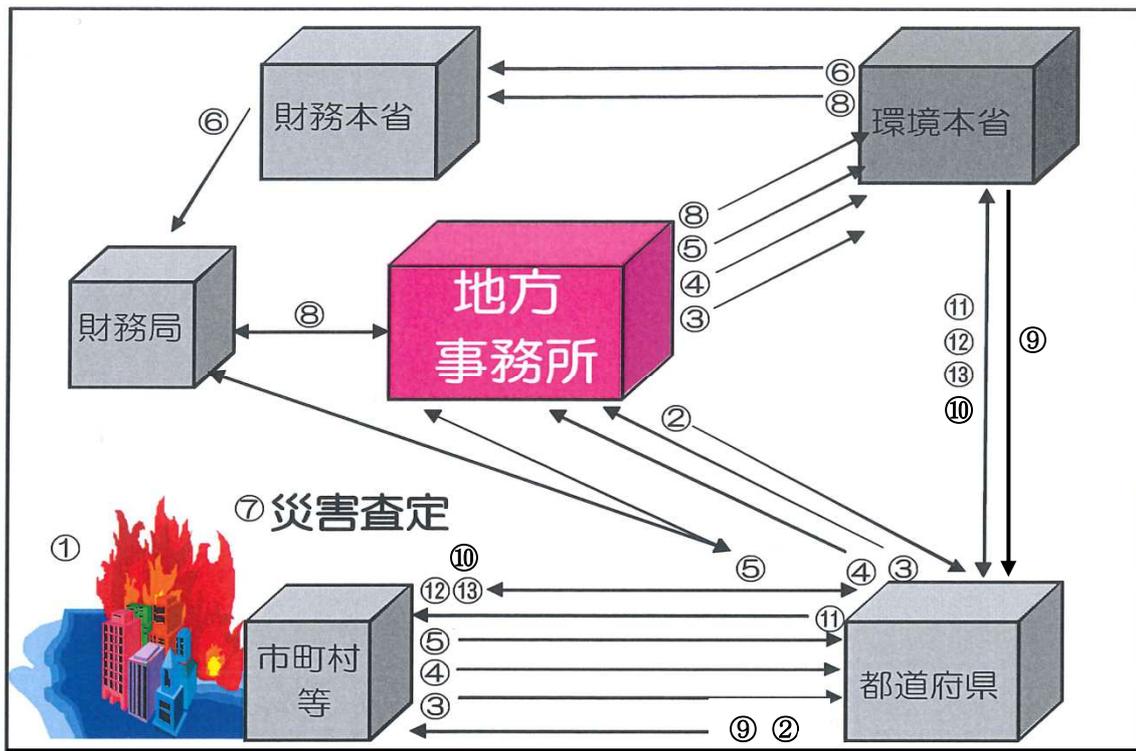
4) その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、必要に応じて別途定める。

※災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、随時、見直しや臨時的措置等が行われ、補助条件や対応の変更が頻繁に行われるため、平時からの環境省ホームページ等により、最新の情報を確認しておく必要があります。

5) 災害等廃棄物処理事業の手続きの流れ

災害等廃棄物処理事業の手続きなどの流れを図5.1.1に示します。



No.	事項	主体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
④	災害等廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
⑤	災害査定日程調整	都道府県（市町村）←→地方事務所・財務局
⑥	立会官派遣依頼	本省→財務本省→財務局
⑦	災害査定の実施	地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑧	実地調査報告書の提出	財務局・地方事務所→本省→財務本省
⑨	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑩	交付申請及び交付決定	本省←→都道府県←→市町村等
⑪	実績報告及び交付確定	本省←→都道府県←→市町村等
⑫	補助金の支払い手続き	市町村等←→都道府県←→本省
⑬	補助金の支払い手続き	本省→都道府県→市町村等

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技1-14-5】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項（環境省、平成26年3月）を一部修正

図5.1.1 災害等廃棄物処理事業の手続きなどの流れ

6) 災害査定

被害状況の現地調査（以下「災害査定」という。）にあたっては、災害関係業務事務処理マニュアルに記載されている現地調査手順に基づき対応する手順は、以下のとおりです。

- (1) 査定官あいさつ（司会進行も環境省担当官が行う）
 - (2) 被害概要の説明
 - (3) 災害発生的事实を公的データで説明
 - (4) 写真、地図の確認
 - (5) 事業の流れを確認
 - (6) 災害復旧見込額内訳の説明
 - (7) 現地調査の実施（机上調査の場合は実施しない）
 - (8) 査定官・立会官による質疑
 - (9) 現地調査報告書の作成 → 環境省担当官
- 被害団体が説明

災害査定時の留意事項

- ・立会官である関東財務局から合理的な説明を求められるので、十分に事業の内容を説明できる職員が対応する。
- ・質問への回答、資料提示の要求があった場合に備え、十分な資料を査定会場に用意する。
- ・後日回答は通用しないので、その場で対応できるよう十分に用意する。

第2節 有害廃棄物・適正処理困難物への対応

1. 有害廃棄物・適正処理困難物の処理方針

有害廃棄物・適正処理困難物などは、地震などの災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になるおそれがあります。有害廃棄物・適正処理困難物の処理方針を表5.2.1に示します。

表5.2.1 有害廃棄物・適正処理困難物の処理方針

処理方針	内容
平常時対策	・有害物質の保管状況などを把握するとともに、専門の処理業者へ支援を要請し、業者による引取りのルールなどを確認しておき、発災後、速やかに回収・処理ができる環境を整えておきます。
発災後対策	・適正処理が困難な廃棄物・有害物質、有害物含有廃棄物等を取扱う施設の被災状況を把握し、初期段階からその適切な対応方法などを住民に広報します。 ・住民からの発見通報・持込みなどの相談に対処するため相談窓口を設置します。

2. 有害廃棄物の処理対策

1) 有害廃棄物などの取扱い

まちづくり建設班は、有害廃棄物などを被災現場から撤去できない場合に、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物などについての情報を関係者で共有します。

収集ルートが機能している場合は、販売店などに回収を依頼し、速やかに処理を行い、機能していない場合は、仮置場で一時保管します。一時保管を行う際は、環境への影響がないように舗装された場所に区別して保管し、風雨にさらされないよう配慮します。

有害性物質などを含む廃棄物が発見された場合は、原則的に所有者などに対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を促します。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底します。

放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の指導に従い処理を行います。代表的な有害・危険製品注意事項を表5.2.2に、P R T Rの対象化学物質を表5.2.3に示します。

表 5.2.2 有害・危険製品注意事項

種類	注意事項
農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の移し替え、中身の取り出しをせずに、販売店、メーカーに回収を依頼したり、廃棄物処理許可者に回収・処理を依頼する。 ・ 毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・ 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
塗料 ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・ 一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞などに取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・ エアゾール容器^(※)は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 水銀を含むボタン電池などは、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。 ・ リチウム電池は発火のおそれがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 破損しないようドラム缶などで保管する。
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・ 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管し、各ガス協会へ回収方法を確認する。
カセットボンベ・ スプレー缶 ^(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・ 完全にガスを抜き切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 特定窓口、指定取引場所の照会⇒(株)消火器リサイクル推進センター (http://www.ferpc.jp/recycle/index.html)

出典：災害廃棄物対策指針（環境省 平成 26 年 3 月）

※：エアゾール容器及びカセットボンベ・スプレー缶のガス抜きについては、通常の久喜宮代衛生組合の処理ルールとは異なっています。

表 5.2.3 P R T Rの対象化学物質

項目	種類
揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレンなど
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレンなど
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホスなど
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物など
オゾン層破壊物質	C F C、H C F Cなど
その他	石綿など

出典：PRTR 制度 対象化学物質（経済産業省 平成 30 年 10 月 Web サイト）

2) 有害廃棄物などの対策

有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなります。まちづくり建設班は、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応（所有者に対して、廃棄物の回収と適切な処分等）を講ずるよう協力を求めます。PCB 保管中使用中のリスト（低濃度）を表 5.2.4 に、PCB 保管中使用中のリスト（高濃度）を表 5.2.5 に示します。

表 5.2.4 PCB 保管中使用中のリスト（低濃度）

事業所	住所（宮代町）	届出物質
株式会社トクホン	山崎 1010 番地	【保管中】 ・変圧器（トランス） 18 ・コンデンサー（3 kg以上） 1 ・その他電気機械器具 2 ・その他（集計基準単位以外の物） あり 【使用中】 ・変圧器（トランス） 9
日本工業大学	学園台 4 - 1	【保管中】 ・コンデンサー（3 kg以上） 53
埼玉県立 宮代高等学校	東 6 1 1	【保管中】 ・その他電気機械器具 1
旧)有限会社 坂巻合成	山崎 123	【保管中】 ・変圧器（トランス） 18

表 5.2.5 PCB 保管中使用中のリスト（高濃度）

事業所	住所（宮代町）	届出物質
株式会社トクホン	山崎 1010 番地	【保管中】 ・変圧器（トランス） 5 ・コンデンサー（3 kg以上） 4 ・蛍光灯用安定器 88 【使用中】・コンデンサー（3 kg以上） 5
宮代町第 1 浄水場	山崎 266 番地	【保管中】 ・コンデンサー（3 kg以上） 1
株式会社 トリムコ宮代工場	宮代 1 丁目 1-26	【保管中】 ・コンデンサー（3 kg以上） 2

出典：PCB 廃棄物の保管および処分の状況について（埼玉県 平成 29 年度末状況）

3. 適正処理困難物の処理対策

1) 廃家電品

廃家電品の処理は、まちづくり建設班が主体となって行います。

平常時において、家電リサイクル法対象品目については、家庭ごみとして収集運搬や処理を行っていません。しかし、発災時には、浸水により使用不能になったテレビ、冷蔵庫などが多量に発生することが想定され、リサイクルルートに回すことが困難である廃家電などは、処理施設と調整を行い取り扱うこととします。

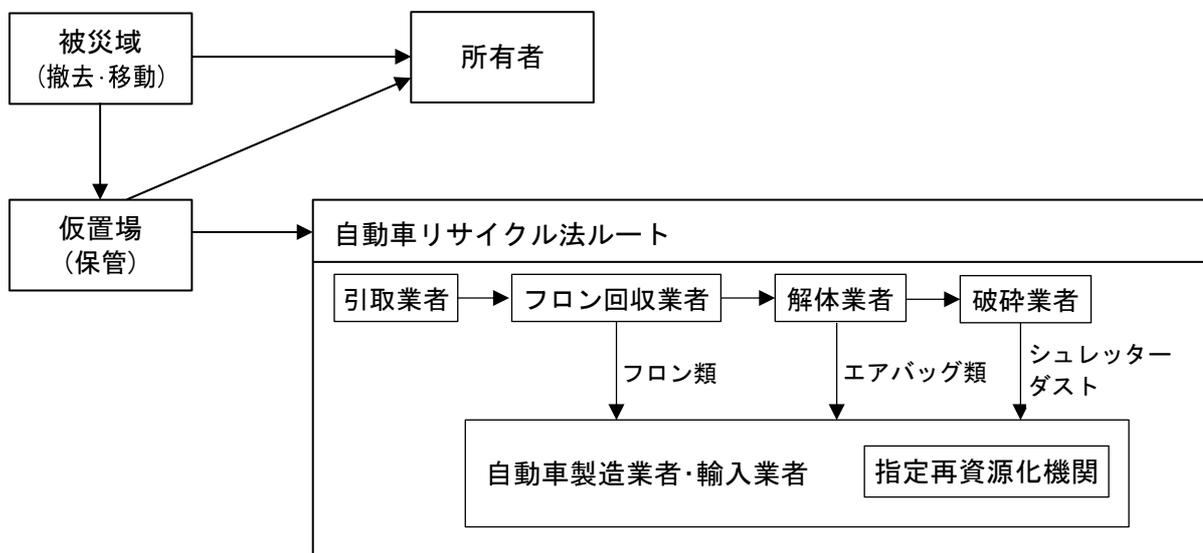
廃家電中に有害物・危険物を含む製品、パソコン、携帯電話、デジカメ・ビデオ、ハードディスクドライブなど思い出の品に該当する可能性がある製品については、取扱いに留意します。仮置場での処理手順を表 5.2.6 に示します。

表 5.2.6 仮置場での処理手順

(1) 分けられる範囲で分別・保管
<ul style="list-style-type: none"> ・収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）を分別。
(2) リサイクルが見込めるかを判断
<ul style="list-style-type: none"> ・破損・腐食の程度などを勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを判断、判断が困難な場合は、家電メーカー（（一財）家電製品協会）へ支援要請。
(3) 指定引取場所に搬入又は処理
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルが見込める場合 家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施。 ・リサイクルが見込めない場合 災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理。 <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。 ・過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合、災害廃棄物として一括処理をするのが通例。 ・市町村が家電メーカーに引渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

2) 自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則です。税務班は、被災自動車の状況を確認し、所有者に引取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。被災自動車の処理フローを図5.2.1に示します。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省 平成26年3月）

図5.2.1 被災自動車の処理フロー

被災自動車の状況による引渡し先を表5.2.7に示します。

表5.2.7 被災自動車の状況による引渡し先

外形上から見た 自走可能か否かの判断	所有者照会	所有者の引取 意思	引渡し先	
			所有者	仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
不可能	判明	有	○	
不可能	判明	無		○
不可能	不明	—		○

出典：災害廃棄物対策指針（環境省 平成26年3月）

第5章 災害廃棄物処理の留意事項
 第2節 有害廃棄物・適正処理困難物への対応

所有者の照会先を表 5.2.8 に示します。

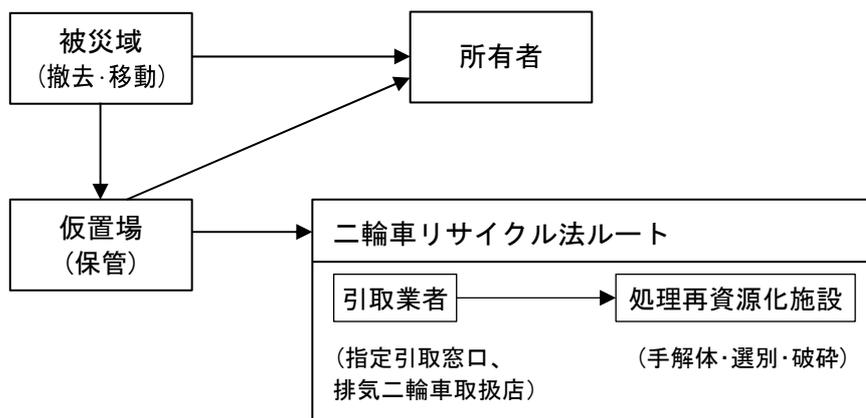
表 5.2.8 所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省
	軽自動車	軽自動車検査協会
車検証・車台番号		陸運局

出典：災害廃棄物対策指針（環境省 平成 26 年 3 月）

3) 自動二輪

税務班は、被災自動二輪や被災原動機付自転車を、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを利用して、被災地域で発見された二輪車を保管し、所有者が引取りの意思がある場合には所有者へ引渡します。それ以外の場合は引取業者（廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口）へ引取要請を行います。被災自動二輪の処理フローを図 5.2.2 に示します。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省 平成 26 年 3 月）

図 5.2.2 被災自動二輪車の処理フロー

所有者の照会先を表 5.2.9 に示します。

表 5.2.9 所有者の照会先

情報の内容		紹介先
車両ナンバー	小型二輪車（排気量 250 超cc）	軽自動車検査協会
	軽二輪車（排気量 125 超～250 cc）	軽自動車協会
	原動付自転車（排気量 50～125 cc）	各市町村

第3節 取扱いに配慮が必要な物

1. 思い出の品など

位牌、アルバムなどの思い出の品、貴重品など、所有者個人にとって価値があると認められるものが仮置場の選別過程で発見された場合は集約し、閲覧・引渡しする方法を検討します。

1) 貴重品・有価物

所有者などが不明の貴重品・有価物（株券、金券、商品券、古銭、財布、通帳、印鑑、貴金属など）を災害廃棄物の処理過程で発見した場合は、発見日時、発見場所、発見者を明らかにしたうえで、本町の職員が警察署に届け出ます。

銃刀類が発見された場合は、速やかに警察に連絡し引取りを依頼します。

2) 思い出の品

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、廃棄に回さず、本町で保管し、可能な限り所有者に引渡すようにします。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、印鑑、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラなどが想定されます。個人情報が含まれることに留意し、保管・管理には十分配慮します。復旧・復興が一定程度進むまでは、本町が保管し、所有者に返還できるよう広報します。思い出の品の取扱いを表5.3.1に示します。

表 5.3.1 思い出の品の取扱い

項目	内容
品目	写真、位牌、賞状、アルバム、手帳など
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアからの支援など
閲覧方法	町役場などで現物または写真を閲覧できるようにする。
返却方法	基本は面会引渡しとする。 本人確認ができる場合は郵送引渡しも可。

第4節 被災家屋解体時に注意すべき廃棄物

1. 廃石膏ボードについて

廃石膏ボードには製造工場や製造年によりヒ素、カドミウム、アスベストを含有したものが 있습니다。解体現場において、有害物を含んだ廃石膏ボードを確認するには、廃石膏ボードの裏面に記載されている製造会社・工場名等の確認を行うことにより判断することができます。(以下資料参照)

20110624

廃石膏ボードの取り扱いについて

震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）

（取り纏め：国立環境研究所）

1. 概要

これまで、廃石膏ボードは産業廃棄物として適正に処理、再利用されてきたところであるが、震災時であっても適正な処理を推進することを目的に、既通知事項であるヒ素、カドミウム、アスベストを含有した石膏ボードの取り扱いについてとりまとめた。

なお、上記の有害物質を含まない廃石膏ボードについても分別収集し、適正に処理することが必要である。

2. 現場での見分け方

- ・廃石膏ボードに含まれる有害物質の現場簡易測定法等が研究開発されているものの、明確な簡易法は存在しないことから、従来通り、製造番号での分別を行う必要がある。
- ・ヒ素・カドミウム含有の石膏ボードについては別添資料1に、アスベスト含有の石膏ボードについては別添資料2を参考のこと。

3. 処理方法

- ・当該廃石膏ボードは、通常の廃石膏ボードとは別にし、再資源化工程に混入しないように注意することが必要である。
- ・アスベストが混入している廃石膏ボードは、環境省からの事務連絡（平成23年3月、http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf）にしたがって、非飛散性石棉含有廃棄物として適正に処理すること。
- ・ヒ素・カドミウムが混入している廃石膏ボードは、管理型処分場に埋立処分するか、製造元の工場へ搬出すること。なお、製造元の工場へ搬出する場合、運搬費と処理委託費を支払う必要がある。

参考資料

- ・社団法人石膏ボード工業会：石膏ボード製品におけるアスベストの含有について
<http://www.gypsumboard-a.or.jp/asubesuto.pdf>
- ・国土交通省：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（試行版）
http://www.mlit.go.jp/sogoscisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/sekkou_syousai.pdf
- ・旧厚生省：廃石膏ボードの処理について（平成9年5月29日）
http://www.env.go.jp/recycle/kosei_press/h970529a.html

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成26年3月環境省）

衛産第35号
平成9年6月13日

各都道府県・政令市
産業廃棄物主管部（局）長殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

廃石膏ボードの処理について

事務局側
で削除

標記については、~~現在ガラスくず、陶磁器くず又は建設廃材として安定型最終処分場~~で処分されているところであるが、~~先般、栃木県の安定型最終処分場の浸出水等から砒素が検出されたため、~~社団法人石膏ボード工業会において各社の石膏ボード製品の分析を行ったところ、一部の工場で製造された石膏ボードから砒素等が溶出することが判明した（別添1参照）。

これらの石膏ボードの製造又は販売を行う会社においては、販売店在庫の回収等を行うとともに、工場においても製品品質の改善が行われ、平成9年5以降出荷される製品については問題のないことが確認されているが、平成9年4月以前に出荷された石膏ボードを使用している建築物が解体された場合の処理については、環境庁と協議のうえ、下記のとおり当面の取扱いを定めることとしたので、貴職におかれては、関係者にその旨を通知するとともに、下記に基づき廃石膏ボードが適正に処理されるよう指導の徹底及び処理状況の把握に努められたい。

また、これまで石膏ボードを受け入れている安定型最終処分場についても、環境部局と連携し、別添2に基づき浸出水等の点検を早急に行い、必要に応じた指導等を行うようお願いする。

なお、関係業界に対しては当職からも別添4のとおり通知しているところであるので、参考にされたい。

記

1. 対象となる石膏ボード

(1) 砒素等が溶出することが判明したのは次の工場の石膏ボード製品である。

①小名浜吉野石膏（株）いわき工場

昭和48年から平成9年4月に製造されたもの。

②日東石膏ボード（株）八戸工場

平成4年10月から平成9年4月に製造されたもの。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成26年3月環境省）

第5章 災害廃棄物処理の留意事項
第4節 被災家屋解体時に注意すべき廃棄物

(2) (1) の石膏ボードの主要な販売地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県であるので、これらの地域における解体工事に伴い生ずる廃棄物については、特に2の取扱いについて徹底すること。

2. 廃石膏ボードの処理の取扱い

(1) 建築物解体時の取扱い

- ① 石膏ボードが使用されている建築物の解体に際しては、石膏ボードの裏面に印刷されている製造会社名等（別添3参照）により、1の石膏ボードに該当するかどうかを確認し、該当する場合には、これを取り外し管理型最終処分場で処分すること。
なお、当該建築物の建設当時の記録等により製造会社名等の情報が得られる場合にはこれにより確認しても差し支えないこと。
- ② 1(1)①に該当する石膏ボードについては吉野石膏株式会社において、1(1)②に該当する石膏ボードについては日東石膏ボード株式会社において、それぞれ一定の条件により引き取りを行う予定であること。
- ③ 産業廃棄物管理票制度の実施については、平成2年5月31日付け当職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」等により指導してきたところであるが、建築物の解体後の廃棄物の処分を委託する場合には、管理票の備考欄等に石膏ボードの有無を明記するとともに、石膏ボードが含まれている場合にはその製造会社名等を明記すること。

(2) 建築物の解体に伴う廃棄物の処分時の取扱い

建築物の解体に伴い生じた廃棄物の処分を受託した処分業者等においては、産業廃棄物管理票により、石膏ボードの有無及び石膏ボードの製造会社名等を確認し、1の石膏ボードを含む廃棄物（管理票等により確認できないものを含む）は、安定型最終処分場では処分しないこと。

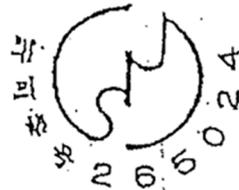
出典：災害廃棄物対策指針技術資料（平成26年3月環境省）

第5章 災害廃棄物処理の留意事項
 第4節 被災家屋解体時に注意すべき廃棄物

(別添3)

対象となる石膏ボードの表示

(今回の対象となる石膏ボード製品は、以下の製造会社名及びJISの許可番号により識別できる。)

①小名浜吉野(株)いわき工場	②日東石膏ボード(株)八戸工場
<p>●商品名</p> <p>タイガーボード</p> <p>●製造会社名の表示</p> <p>吉野石膏OY</p> <p>注；上記の「OY」は小名浜吉野石膏(株)いわき工場で製造されたことを示しており、他の製造会社や工場で製造されたものは、略号が異なる。</p> <p>●JISマーク及び許可番号</p>  <p>注；上記の許可番号の277057の他、277058も該当する。</p> <p>●製造年月日(ロット番号)例</p> <p>LOT NO. 0396241050C</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">月 年 日 時 分 班</p> <p style="text-align: center;">年；西暦年</p>	<p>●商品名</p> <p>アドラせっこうボード</p> <p>●製造会社名の表示</p> <p>日東石膏ボード株式会社</p> <p>●JISマーク及び許可番号</p>  <p>注；上記の許可番号の265024の他、265023も該当する。</p> <p>●製造年月日(ロット番号)例</p> <p>A 5 5 0 1</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓ ↓ ↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">班 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年；昭和又は平成の年の末字</p> <p style="text-align: center;">(建築物の建設年等で併せて確認する。)</p> <p style="text-align: center;">月；10月,11月,12月はX,Y,Zで表示</p>

【問い合わせ先】

- ①小名浜吉野石膏(株)の製品について；吉野石膏株式会社 営業統括本部 TEL 03-3216-0953
- ②日東石膏ボード(株)の製品について；日東石膏ボード株式会社 物流部 TEL 0178-43-7193

出典：災害廃棄物対策指針技術資料(平成26年3月環境省)

第5章 災害廃棄物処理の留意事項
 第4節 被災家屋解体時に注意すべき廃棄物

(参考) 石膏ボード製造会社等の表示一覧

【吉野石膏グループ】

商品名	製造会社・工場名の表示 (下線部)	J I S 許可番号
石膏ボード	吉野石膏HY (北海道吉野石膏(株) 恵庭工場)	165005, 165004, 184030~184032
	吉野石膏RA (菱化吉野石膏(株) 秋田工場)	7673
	吉野石膏NY (新潟吉野石膏(株) 新潟工場)	378212~378214
	吉野石膏OY (小浜吉野石膏(株) いわき工場)	277057, 277058
	吉野石膏YS (吉野石膏(株) 草加工場)	393069
	吉野石膏Y1 (吉野石膏(株) 東京工場)	1856, 8519
	吉野石膏YC1 (吉野石膏(株) 千葉第1工場)	384006~384008
	吉野石膏YC2 (吉野石膏(株) 千葉第2工場)	392082~392085
	吉野石膏YM (吉野石膏(株) 三河工場)	484042~484045
	吉野石膏RT (菱化吉野石膏(株) 高砂工場)	564191, 564192
	吉野石膏NYG (直島吉野石膏(株) 直島工場)	780017~780019, 785017
	吉野石膏YK (吉野石膏(株) 北九州工場)	894026
	吉野石膏ST (新東洋石膏(株) 松江工場)	666047, 666048
吉野石膏NK (日産建材(株) 富山工場)	468058, 465037	
吉野石膏TK (多木建材(株) 加古川工場)	571140, 581009	

【チヨダウテ株式会社】

商品名	製造会社・工場名の表示(下線部)	J I S 許可番号
石膏ボード	チヨダウテ株式会社四日市工場	4469, 8599, 479049, 485031, 485032
	チヨダウテ株式会社千葉工場	393071
	チヨダウテ株式会社貝塚工場	577164, 579028
	チヨダウテ株式会社岡山工場	(平成9年稼働。許可未取得)

【アドラ工業グループ】

商品名	製造会社名の表示 (下線部)	J I S 許可番号
石膏ボード	アドラ工業株式会社 (平成7年10月~) (旧; 日本石膏ボード株式会社)	391013 368044, 368046, 381051, 384046, 385146
	三東石膏ボード株式会社	165013, 180004, 187027, 187028
	三井東圧西部建材株式会社	664024, 664025, 679070
	三東石膏ボード株式会社	265024, 265023

背景色付 ; 対象となる石膏ボード製品の製造会社名等及びJ I S の許可番号
 下線部 ; J I S の許可番号の取得に関わらず表示されている。

出典 : 災害廃棄物対策指針技術資料 (平成26年3月環境省)

石膏ボード製品におけるアスベストの含有について

社団法人 石膏ボード工業会

- 現在の石膏ボード製品には、一切アスベストは使用されておりません。
- アスベストを含有していた製品の種類、時期、量
 - 過去のごく一部の特殊製品（不燃積層石膏板等）にアスベストが使用されていたものがありました。対象製品は昭和45年～昭和61年までに製造されたものであり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%弱であります。尚、上記対象製品は一般住宅ではほとんど使われておりません。
 - 下記①～②の製品に約1重量%、③～⑦の製品に約1.5重量%、※1の製品に約4.5重量%、※2の製品に約1.5重量%含有しておりました。尚、使用されたアスベストは白石綿です。平成18年9月1日付で改正石綿障害予防規則が施行され、アスベストの含有量0.1%を超える製品が対象となりましたが、同改正規則の対象となる石膏ボード製品については、従前と変更ありません。

製品名	防火材料認定番号
① 9mm厚準不燃石膏吸音ボード	第2006号、第2019号
② 9mm厚化粧石膏吸音ボード	第2014号、第2010号
③ 7mm厚アスベスト石膏積層板	第1012号
④ 9mm厚アスベスト石膏積層板	第1013号
⑤ 9mm厚グラスウール石膏積層板	第1014号
⑥ 9mm厚不燃石膏積層板	第1004号
⑦ 7mm厚準不燃アスベスト石膏積層板	第2008号
※1 15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード	—
※2 12mm厚化粧石膏板	(個) 第1425号

※1・※2：判別方法は下記追記参照。

- 判別方法

上記①～⑦の石膏ボード製品は、厚みと石膏ボード製品の裏面に表示されている製品名と防火材料認定番号から判別することができます。
- アスベストを含有する石膏ボード製品は、特別管理産業廃棄物には該当しません。

参照法令

 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条の4第5号
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第1条の2第7項
- 解体時の留意点

解体現場では労働安全衛生関連法規を遵守して下さい。
- 廃石膏ボードのリサイクルについて

上記アスベストを含む廃石膏ボード製品はリサイクルできませんので、管理型処分となります。

追記

- ※1：吉野石膏㈱の昭和52年～昭和61年までの吉野耐火ウォールA又はBに使用されておりました厚さが15mmでコア中に網の入った製品が該当します。但し、当該製品はボード裏面にJISマーク及び不燃材料認定マークが印刷されておりませんので、マークの印刷がないものが該当します。
- ※2：チヨダウーテ㈱の昭和52年～昭和56年までのエースボードR（エースウォール）（厚さ12mm）の製品が該当します。
 当該製品は、表面が化粧柄印刷され、裏面に社名表示が千代田建材工業㈱で防火材料認定番号が四角形で押印されています。

2007.4.18

第5節 災害に係る住家の被害認定について

1. 平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査について

住家の被害認定調査における効率化・迅速化をはかるために以下のような事務連絡が行われています。特徴としては床上1.8m以上の浸水が全壊と判定されています。(以下資料参照)

事務連絡
平成30年7月12日

関係府県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(事業推進担当)

平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査(第1次調査)の
効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(以下「運用指針」という。)により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の平成30年7月豪雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、極めて甚大な被害が発生していることを踏まえ、水害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしく願いいたします。

記

1. 第1次調査(【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て)における外観による判定

外観目視調査により、これまでの「一見して住家全部が倒壊している場合」や「一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合」に加え、今回、「一見して住家全部が流失している場合」や「基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流失・陥没等している場合」も当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定することができます。

なお、被災地域によっては、国土地理院等で被災後の航空写真等を撮影

出典：内閣府

しているので、被災前後の航空写真等を入手できる場合には、それらを活用して判定することも可能です。

2. 第1次調査（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て）における浸水深による判定

越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷（※）が発生している場合には、

- ①住家流失又は床上 1.8m以上の浸水の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」
- ②床上 1m以上 1.8m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を40%以上とし、「大規模半壊」
- ③床上 1m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以上とし、「半壊」
- ④床下浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以下とし、「半壊に至らない」

と判定することができます

（※）外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50%～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

また、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域の端部の住家（当該区域の四隅に立地する住家等）をサンプルとして調査し、当該サンプル調査をもって当該区域内の住家全てを全壊と判定することができます。この場合、当該区域内の各住家の調査は不要です。

なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、前述の「外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合」として取扱うことに差支えありません。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
粟津、黒瀬（被害認定・罹災証明）
TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820

出典：内閣府

平成30年7月豪雨における被害認定調査の効率化・迅速化手法について①

航空写真等を活用して現地調査を実施せずに「全壊」と判定(全部流失等)



【被災前（2007年10月6日）】

【被災後（2018年7月9日）】

<岡山県倉敷市真備町>

平成30年7月豪雨における被害認定調査の効率化・迅速化手法について②

基礎が損傷している場合、
簡易に「全壊」と判断

木造・プレハブ	基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合
---------	---



【平成29年台風18号等での
基礎・地盤被害による住家被害の例】

土砂等が一様に堆積している場合、
堆積の深さで判定

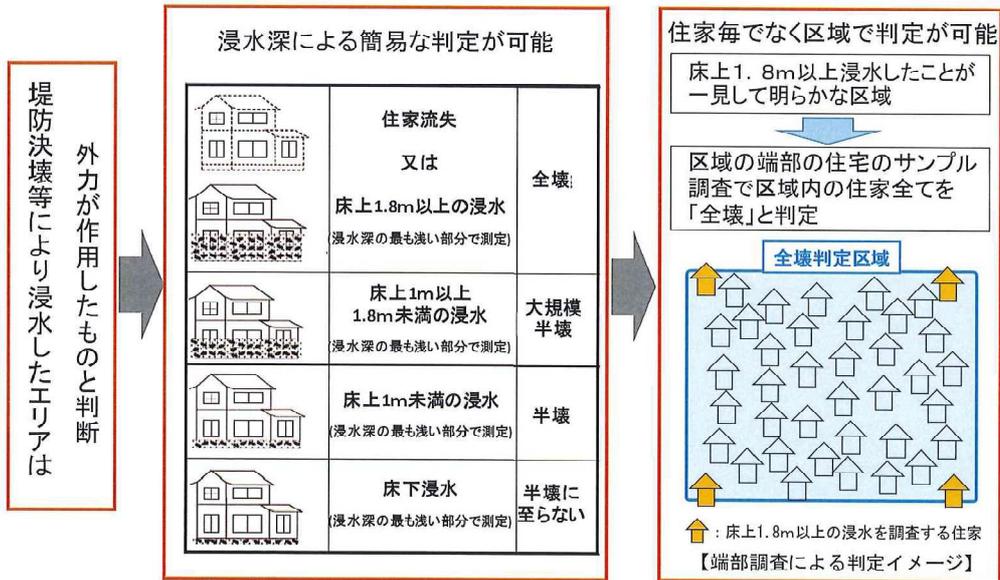
- 床上1mまで ⇒「全壊」
- 床まで ⇒「大規模半壊」
- 基礎の天端下25cmまで ⇒「半壊」



【平成29年九州北部豪雨での
土砂堆積等による住家被害の例】

出典：内閣府

平成30年7月豪雨における被害認定調査の効率化・迅速化手法について③



平成30年7月豪雨における被害認定調査の効率化・迅速化手法について④

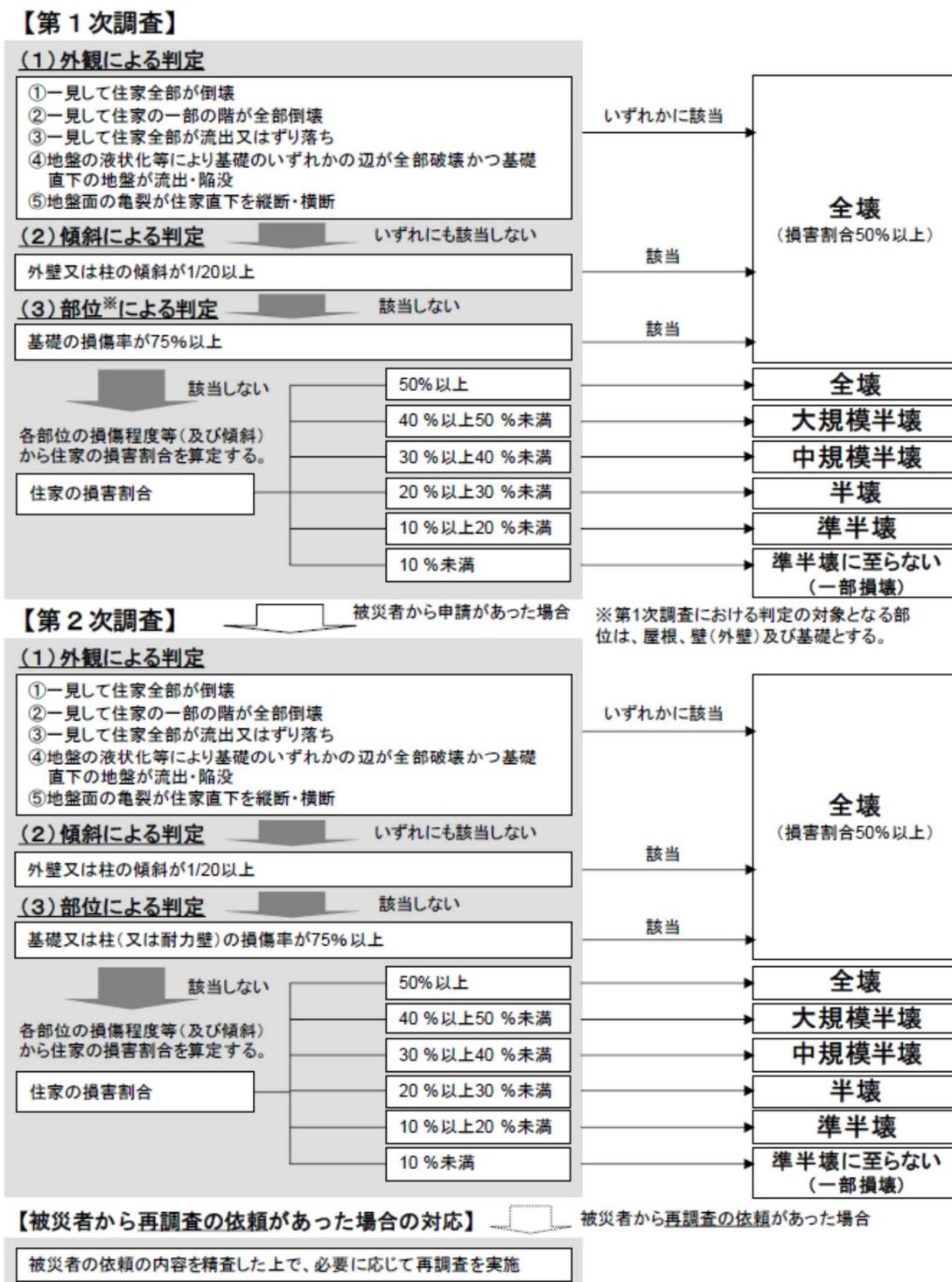


出典：内閣府

2. 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

災害に係る住家の被害認定基準運用指針の資料を抜粋しました。(以下資料参照)

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>



出典：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府防災担当）

3. 令和元年台風15号における住家の被害認定調査について

住家の被害認定調査における効率化・迅速化をはかるために以下のような事務連絡が行われています。特徴としては屋根瓦等の被害についての判定基準が示されています。(以下資料参照)

事務連絡
令和元年9月20日

関係都県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(事業推進担当)

令和元年台風第15号における住家の被害認定調査の 効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために、平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の令和元年台風第15号により、各地で風害等が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、風害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1. 【木造・プレハブ】における判定方法について

風害による住家の被害認定調査については、外観目視等により以下の①から③の方法で迅速に判定することが可能です。

ただし、①から③に該当しない場合には、各部位ごとの損傷率を調査し、判定することになりますので、念のため、申し添えます。

- ① 外観目視により、以下のいずれかに該当する場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定
 - ・一見して住家全部が倒壊
 - ・一見して住家の一部の階が全部倒壊

- ② 傾斜の測定により、外壁又は柱の傾斜が1/20以上に該当する場合には、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定

出典：内閣府

- ③ 屋根、外壁及び建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、当該住家の損害割合は20%未満とし、「半壊に至らない」と判定

部位	損傷
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上材が脱落している。 ・釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。

※ なお、外壁又は柱の傾斜が1/60 以上の場合には、各部位ごとの損傷率を調査し、判定

また、③の場合は、被災者が撮影した写真から「半壊に至らない」と判定する自己判定方式の活用も可能です。具体的には、以下のような手順で実施します。

(1) 自己判定方式実施の広報	<p>自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －自己判定方式が実施できる条件（半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できる など） －自己判定方式の申請書類等の受付窓口 －自己判定方式による申請受付の開始時期
(2) 申請書類等の配布	<p>自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布します。</p> <ul style="list-style-type: none"> －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
(3) 申請の受付	<p>罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに半壊に至らない程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「半壊に至らない」の罹災証明書を交付します。</p>

出典：内閣府

これらを踏まえ、調査の効率化及び迅速化を図りながら、適切な調査をお願いいたします。

なお、各部位ごとの損傷率を調査し、判定する場合については、以下の点にもご留意ください。

- ① 屋根の損傷に伴い、雨による浸水被害が生じた場合、天井全面への被害（クロス等の剥離・表面劣化等）が生じる場合等も想定されることから、屋根の判定と併せて、浸水被害を受けた部位についても適切に判定してください。
- ② 風圧力や飛来物の衝突等によって屋根、天井が突き抜ける損傷等が生じている場合、当該損傷部分の周辺にも不陸等の損傷が想定されることから、損傷面積率を過少に評価することのないようご注意ください。

2. その他

「令和元年台風第15号における被災者支援の適切な実施について」（令和元年9月12日府政防第435号）において既に通知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようお願いいたします。

また、被害の規模と比較して被災市町村の調査員のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用についても検討してください。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付

原、佐藤

tel 03-3501-5696/fax 03-3501 6820

Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp

toshiki.sato.y8v@cao.go.jp

出典：内閣府

令和元年台風第15号における被害認定調査の効率化・迅速化手法について

被害程度のイメージ (被害認定基準運用指針に基づき調査を実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)

前提：2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに被害の程度が高くなる。)

<p>屋根瓦等に被害 かつ 2階の一部が雨水で浸水 (又は雨漏りなし) など</p>	<p>屋根瓦等に相当程度の被害 かつ 2階のほぼ全面が雨水で浸水 (又は、2階の半分と1階の一部が浸水) など</p>	<p>左記以上の浸水</p>
---	--	----------------

<被害程度のイメージ>



壁クロスの剥離等



床材層間剥離等



仕上げ材の脱落

※雨水の浸水状況や部位の被害状況に応じて、被害の程度が高まる

概ね「一部損壊」

概ね「半壊」

「半壊以上」の可能性あり

台風第15号による屋根等の被害への対応について

1. 支援制度

各種制度を活用して全てに切れ目なく支援

【全壊(半壊で解体)】
 被災者生活再建支援金 : 300万円
 (全壊・建設、半壊解体・建設)

【大規模半壊】
 被災者生活再建支援金 : 150万円
 (大規模半壊・補修)
 応急修理(災害救助法) : 58.4万円以内

【半壊】
 応急修理(災害救助法) : 58.4万円以内

【一部損壊】
 防災・安全交付金

(参考) 鶴岡市瓦屋根修繕緊急支援事業の概要
 ・対象 : 被災した住宅の瓦屋根の修繕・改修工事
 ・補助金額 : 40万円以内

2. 被害認定調査の弾力的運用

- ・台風後の降雨被害も加味して判定
- ・被害面積の判断も柔軟に対応

↓

- ✓ 屋根等の大部分に被害 ⇒ 概ね「全壊」
「大規模半壊」
- ✓ 屋根等から屋内浸水があるような被害 ⇒ 概ね「半壊」
- ・内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底

3. 被害認定調査の実施体制

- ・調査の実施体制(9月22日時点)
活動中: 318人(応援職員を含む)
- ・館山市、南房総市等は、国で必要な応援職員の数を試算し、被災自治体と調整の上、**プッシュ型で応援職員を投入**

↓

概ね発災1ヶ月程度(10月11日)を目標に、調査を迅速に実施

出典：内閣府

令和元年台風第15号における被害認定調査の実施について

住家の被害認定調査の弾力的運用について (9月20日に事務連絡を通知済み)

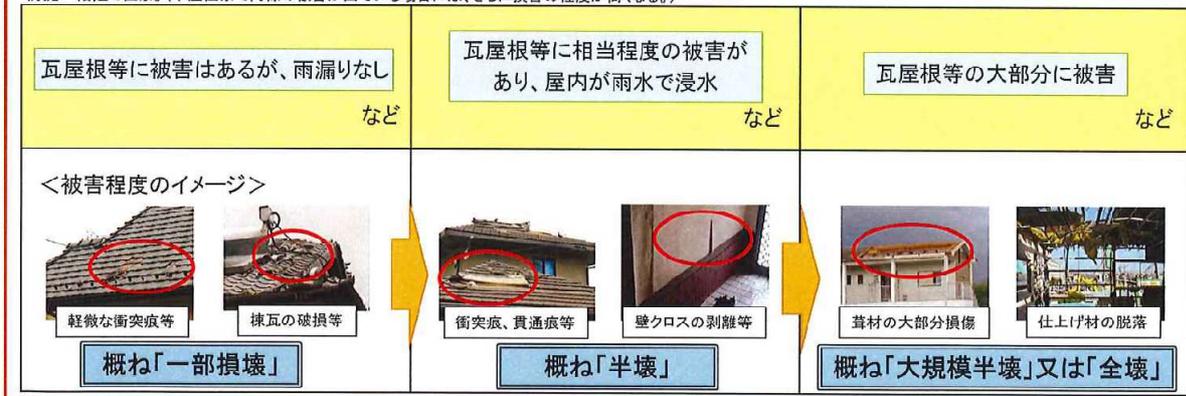
- ① 台風による被害に、降雨による被害も加味して判定
- ② 屋根、天井等の損傷面積率を柔軟に判断
(損傷部分の周辺の状態も考慮)
- ③ 内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底



被害の実態を十分に加味して
評価を実施

被害程度のイメージ (被害認定基準運用指針に基づき調査を実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)

前提: 2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに損害の程度が高くなる。)



第6節 災害廃棄物処理業務委託契約書

1. 災害廃棄物処理業務委託契約書

災害廃棄物処理業務委託契約書について実例を示します。(以下資料参照)

災害廃棄物処理業務委託契約書【静岡県⇄〇〇市】

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）との間に、東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約並びに甲及び岩手県の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

2 甲は、「災害廃棄物処理業務委託要領」に定める業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（甲の責務）

第2条 甲は、岩手県が搬出する災害廃棄物について、甲が定める災害廃棄物受入基準に適合することを確認するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定により搬入された災害廃棄物を適切に処理しなければならない。

2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

（災害廃棄物の種類）

第5条 甲が乙に処理業務を委託する災害廃棄物は、角材・柱材等の木材を破砕したものとする。

（委託期間）

第6条 本委託業務に係る委託期間は、平成24年10月11日から平成25年3月29日までとする。

（委託料）

第7条 乙に対し本委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金 円 を支払うものとする。（経費内訳は別紙）

（委託業務完了報告及び検査）

第8条 乙は、委託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は当該検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

（損害発生による必要経費）

第9条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（機密保持）

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、また公開する予定のないものをいう。）を

第5章 災害廃棄物処理の留意事項
第6節 災害廃棄物処理業務委託契約書

第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき、若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年10月11日

(甲) 静岡県〇〇市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県〇〇市
〇〇市長